

第1回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和6年7月29日（月） 11時12分～11時40分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	梅野委員、千田委員、山口委員
労働者代表委員	岩崎委員、小西委員、堀井委員
使用者代表委員	倉本委員、松岡委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 兵庫県最低賃金の改正審議について (3) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官</p> <p>ただ今から、第1回兵庫県最低賃金専門部会を、開会させていただきます。</p> <p>本日は全員出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日は、第1回目の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局の方で議事を進行させていただきます。</p> <p>傍聴者の方々におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議題1「部会長及び部会長代理の選出について」に入らせていただきます。</p> <p>部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益代表委員のうちから選挙で選出していただくこととなります。</p> <p>慣行によりますと、まず、公益代表委員のみなさまの御相談等により部会長及び部会長代理の候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするというにさせていただきますが、それで、よろしいでしょうか。</p> <p>○各委員</p> <p>異議なし。</p>	

○飯田賃金指導官

それでは、公益委員の方から御推薦をお願いいたします。

(公益代表委員相談)

○梅野委員

部会長に山口委員、部会長代理に千田委員を推薦いたします。

○飯田賃金指導官

ただいま御推薦いただきましたとおり、部会長に山口委員、部会長代理に千田委員とのことでありますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○飯田賃金指導官

異議なしとの声がありましたので、部会長に山口委員、部会長代理に千田委員が選出されたものと、確認いたします。

それでは、この後の専門部会の議事進行につきましては、山口部会長をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○山口部会長

部会長に選出されました山口です。慎重かつ円滑な審議に努めたいと思っておりますので、部会委員皆様には御理解、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事を引き継ぎ、進行したいと思います。

まず、専門部会の議事録の内容を確認していただく委員を指名したいと思います。

部会長及び部会長が指名した委員2名が議事録の確認を行うこととし、労使委員から1名ずつ指名したいと思います。

労働側の委員は、どなたにされますか。

○労働者代表委員

堀井でお願いします。

○山口部会長

使用者側委員は、どなたにされますか。

○使用者代表委員

松岡でお願いします。

○山口部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は、私と堀井委員、松岡委員とすることとします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名するこ

とにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長

それでは議事に入りますが、事務局から配布資料の説明をお願いします

○安積賃金室長

(資料 1、2 及び 3 を説明。)

資料 4 以降につきましては、後程、御説明させていただきます。

事務局からの資料説明は以上となります。

○山口部会長

ただ今の説明について、確認等はよろしいでしょうか。

○各委員

(意見なし)

○山口部会長

それでは、議題 2 の「兵庫県最低賃金の改正審議について」に移ります。

今年の中央での目安審議に関しては、7 月 25 日に目安の答申が示され、本日この専門部会前の本審議会において目安の伝達がなされております。

まず、事務局から補足して必要だと思われる説明はありますか。

○岡本労働基準部長

(目安について概要説明した。)

○山口部会長

引き上げ額の目安の答申が示されましたので、B ランク 50 円という目安額を参考にしながら、兵庫県の最低賃金について議論を進めていきたいと思えます。

それでは、本日は第 1 回目の専門部会ですので、労使から審議に臨むにあたっての基本的な考え方をお伺いしたいと思えます。

先に労働側委員からお聞きしたいと思えますので、お願いいたします。

○堀井委員

労働側として堀井から述べさせていただきたいと思えます。

今回の審議にあたりまして労働者側の最低賃金の考え方につきましては過去政労使で構成されました「雇用戦略対話」で合意した全国最低賃金額平均 1,000 円を達成すべく審議に臨んできており、昨年、全国加重平均は 1,000 円を超えました。

なお兵庫県も昨年 1,000 円に到達しましたが、労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な水準としている連合リビングウェッジには到達していないことからここを目指していきたいと考えて

います。

中長期的には最低賃金の国際標準を意識して一般労働者の中央値の 6 割水準を目指すべきとの認識もあります。

加えて過去の賃金におきまして地域間格差の是正を目指した金額改正が行われてきたということも意識しなければならないと認識しています。

先ほどの兵庫地方最低賃金審議会におきまして中央最低賃金審議会の目安が伝達されました。

B ランクである兵庫県は 50 円の目安であると示され、公益委員見解を十分参酌し自主性の発揮が強く期待されております。

については今年度の審議においても公益委員見解を参酌し、審議に臨みたいと思っております。

私たちの生活は、電気、ガス、生活必需品等の物価高が続く中で賃金引上げに対する期待が非常に高まっています。

とりわけ最低賃金近傍で働く方々の生活は極めて厳しいものがあると考えています。

そして今年の春季生活闘争につきましては長期にわたり物価上昇に賃金が追いついていない状況や人材不足等に多くの労使で問題意識が共有され、昨年を上回る賃金引上げに結び付きました。

その歴史的な賃上げを日本社会全体に広く確実に波及させる必要があり、兵庫県についてはその中心的役割を担っていると認識しており、報道等からも昨年以上に最低賃金の審議が注目されています。

そして私たちは働いて得た賃金で家族とともに生活できる社会の実現を目指すべきであり、そのためにも賃金は上がることが当たり前となる社会でありたいと考えています。

そのためにも労働者は消費者でもあり、企業は労務費を含めた適正な価格転嫁を図り、日本社会全体がデフレマインドからの転換を共通認識とする風土を早期に構築してゆく必要があります。

最低賃金は社会のセーフティネットであるにも関わらず現在の 1,001 円の水準では年間 2,000 時間働いても年収 200 万円程度となります。

最低賃金法第 1 条において労働条件改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保とともに国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、この法の趣旨に沿って審議を尽くすべきであると認識しています。

今年度においても私たちはお互いの立場と法の趣旨に沿って兵庫県最低賃金を決定してゆきたいと考えています。

労働側としては以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。では、使用者側委員お願いします。

○松岡委員

使用者側の考え方を説明させていただきます。

昨年は、中央審議会への諮問において、厚生労働大臣より全国加重平均 1,000 円を達成と具体的な金額が記載された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意を求められ、その結果として加重平均 1,000 円を逆算したかのような B ランク 40 円と過去最高の引上げ額が目安となりました。

これを受けた兵庫でも諮問において、労働局長より、中央と全く同様に新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版に配意することを求められました。

その結果、最終的に使用者側は三者合意を尊重し目安通りの +40 円、労働側は +42 円で議論が膠着し、目安を上回る公益委員の案が示され使用者委員反対で採決されました。

今年も昨年と同様に中央の諮問で厚生労働大臣より 2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成と具体的な金額が記載された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意を求められ、その結果としてまたまた逆算したかのような 50 円と過去にない引上げ額が目安となりました。

これを受けた兵庫でも諮問において、労働局長より、また中央と全く同様に「新しい資本主義のグランドデザイン以下省略」に配意することを求められております。

その結果はわかりませんが、2 年続けて同様の流れで最低賃金が決定する事になります。

この状況で最低賃金を実質決定しているのは誰かという事ですが、少なくとも労使自治が健全に機能しているとは言えない状況にあります。

ここまで来ますと、データに基づくと言っても空虚に聞こえ、思考停止に陥ってしまうおそれを感じております。

最低賃金法は第 1 条において目的を規定しているが、そこでは、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とされています。

これによれば、最低賃金法の第一義的な目的は、低賃金労働者に賃金の最低額を保証し、その労働条件の改善を図ることであり、第二義的な目的として労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保を掲げ、究極的には国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであるとされています。

少し古くなりますが、平成 17 年に学識経験者を参集してまとめられた「最低賃金制度のあり方に関する研究会報告書」には、最低賃金制度の第一義的な役割は、すべての労働者を不当に低い賃金から保護するセーフティネットとしての一般的最低

賃金としての役割であり、また、この役割は最低賃金制度を取り巻く環境変化の中で、その重要性は一層増していると考えられる。これに対して公正な賃金の決定という役割は、これを最低賃金制度に担わせるとしても、あくまで第二義的、副次的なものであると考えられる。と書かれており、また、最低賃金をマクロ経済政策の手段として用いるという考え方は、底辺としての概念とは労働市場の機能について多くの点で正反対の考え方をしています。

マクロ経済政策の手段として用いられる最低賃金の決定は必然的に非常に不確かなものになると同時に、誤りがもたらす結果は深刻なものとならざるを得ない。ともあります。

昨年および今年の日安については専らマクロ経済政策に配意したものと言え、弱者保護の観点では深刻な結果をもたらす恐れさえあります。

わが国はいわゆる失われた30年のツケを取り戻すべく、強引とも言える政策を押し進めているところであり、この点では理解できるところですが、この最低賃金の部分に限っては、労使自治と弱者保護を二の次にしたものであっては賛意を示すことはできません。

このように思考停止に陥りそうな状況ではありますが、やがて労使自治を取り戻す時が来ることを信じ、我々使用者側はデータに基づいた正しい提案を愚直に重ねてまいる所存でございます。

以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。それぞれの基本的な考え方に対する御質問、補足等はありませんか。

○各委員

(意見なし。)

○山口部会長

労使それぞれの立場からの基本的な考え方をお伺いしました。

今後、労使が共通の認識を持てる部分、認識が異なる部分等について、さらに意見交換をしていただき、議論を深めていきたいと思っております。

また、中賃で示された日安の答申や基礎調査結果の状況等を踏まえ、三者合意を目指して審議を進めていきたいと思っておりますので、皆さんよろしく申し上げます。

他に意見等はよろしいですか。

○各委員

(意見なし。)

○山口部会長

では、最後に事務局から日程等について、説明してください。

○安積賃金室長

配布資料 4 を御覧いただけますでしょうか。

資料 3・4 のこれが今後の予定案ですが、次回、つまり、第 2 回目の専門部会を 7 月 31 日水曜日 14 時から予定し、第 3 回目を 8 月 1 日木曜日 14 時から、第 4 回目を 8 月 5 日月曜日 9 時 30 分から予定しております。

この 8 月 5 日が、今年 10 月 1 日を発効とする場合の答申期限となります。この日は午後 2 時から本審を予定しております。

答申の公示日別最短効力発生予定日一覧表につきましては、資料 5 として添付させていただきますいております。そのタイトルを含めた 3 行目のコメ印記載のとおり、10 月 1 日火曜日発効の場合には、8 月 5 日月曜日までに答申要旨を公示する必要があることとなります。

この予定日一覧表の青塗り部分の発効欄につきましては 9 月 29 日日曜日となっておりますので、指定日発効として 10 月 1 日とするものです。

以上が、今後の審議会の予定となります。また併せまして、次回以降の専門部会の公開、非公開についての御判断をお願いいたします。

○山口部会長

日程案については、事務局案でよろしいでしょうか。

では次回第 2 回専門部会の開催は、7 月 31 日水曜日 14 時からの開催とします。

続いて、本日の専門部会を含めて、次回以降の部会における公開・非公開の件ですが、昨年「公労使三者が集まって議論を行う全体会議は公開する」として実施しているところです。

今年も引き続き三者が集まって議論を行う場合は公開していくことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長

それでは、本日開催分も含めて、次回以降の専門部会についても原則公開としたいと思います。

なお、公労、公使など二者以下での協議の場に関しましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合」等に該当すると考えられますので、そうした二者以下での協議の部分は非公開とします。

よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口部会長

この公開の件で、事務局から何か連絡事項等がありますか。

○飯田賃金指導官

昨年度から第 2 回目以降の専門部会も公開となっておりますが、2 回目以降の傍聴手続きについて簡単に説明します。

第 2 回目以降の専門部会は短期間にほぼ連日の開催となり本審のように事前に一定期間傍聴申込みを受け付け、抽選を行う時間がございません。そこでお手元の資料 6 に本日、開催予定を一括でホームページに掲載させていただきしました。

また 5 の「要領」に記載していますが、傍聴受付は開催当日に開催予定時刻 30 分前までに直接受付に来て申込みをしていただき、希望者が多い場合はその場で抽選を行う形式とさせていただきます。

抽選に落選された場合や抽選後に来場された方は傍聴できません。ただし、傍聴席に余裕がある場合のみ部会の 10 分前までは定員に達するまで先着順で傍聴受付を行います。専門部会の傍聴手続きにつきましては、今回のように開催日程が連日となる場合のみとし、本審や期間に余裕のある専門部会ではこれまで通り事前にお申込みいただく方法とさせていただきます。

最後に 8 月 5 日午後の本審の傍聴申込み手続きについては先週から既にホームページで掲示しており申込み期限が本日となっていることを付け加えさせていただきます。

次に部会長から御説明がありました、公労、公使等の二者以下での非公開の協議の場は、ここ第 3 共用会議室の外に会議室を御用意しておりますのでそれぞれ打ち合わせが必要になった場合は事務局にお声掛けください。その際、傍聴の方はここ第 3 共用会議室で待機していただきますようお願いいたします。

また部会を一時休会する場合やその他状況に応じ傍聴の方は部屋を移動していただくこともありますので、その際は事務局職員の指示に従ってください。

なお、休会中に帰宅等されることも可能ですがその際は事務局にお声掛けいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。

そのほか、各委員においては、何か連絡事項はありますか。

○各委員

(発言なし。)

○山口部会長

それではこれで、本日の部会はこれで終了します。

どうも御苦勞様でした。

山口 隆英

堀井 説也

松岡 直哉